

## 租税行政法のガイダンスであるDecree 126の発行

2020年10月19日、政府は租税行政法ガイダンスとしてDecree 126/2020/ND-CP (以下、Decree 126) を公表しました。Decree 126は2020年12月5日から有効となります。

Decree 126のポイントは以下のとおりです：

### 税務申告、税金計算及び税務申告書の提出先について：

- 納税金額に変更がない補足申告の場合、修正申告書の提出は不要であり、補足申告の説明書及び関連書類を提出することで足りります。
- 給与所得についての個人所得税の確定申告を修正する際には、同時に修正が必要な月次又は四半期の申告書も修正する必要があります。
- 給与所得に対する個人所得税の申告（給与所得を払う組織（あるいは、個人）及び個人コードで自ら税務当局に申告する個人の両方の場合に適用）は月次で行われます。ただし、四半期毎の申告の要件を満たす納税者は、四半期毎に申告することができます。海外給与など個人コードで申告する場合は四半期申告が引き続き可能です。
- みなし方式で事業所得を納税する個人事業主にボーナス、販売サポート、プロモーション、値引、割引、現金又は非現金の給付を払う組織は、当該個人事業主の代わりに申告・納税を行わなければなりません。
- 課税年度の第三四半期までの仮払法人税の合計金額は、年度末の確定申告での納税額の75%以上である必要があります。納税者が第三四半期までの仮払税額を十分に払っていない場合の遅延利息は、第三四半期の仮払法人税の支払期限の最終日の翌日から未払税額を実際に納税する日までの期間に基づいて計算されます。
- 多くの地域又は特定の業界で多くの事業活動を行っている納税者の税務申告書の提出先は、税目、業界、会計記録方法及び納税者のプロジェクトの特徴など、様々な要因によって本社所在地の税務当局の

みだけではなく、他の地方税務当局にも提出が必要なケースがあります。詳細は、Decree 126の第11条に規定されています。

- 法人税優遇の対象である企業は、税優遇を受ける収入のある拠点の所在地で法人税の申告を行う必要があります。企業は、税優遇を受ける法人税額を当該拠点の所在する税務当局と個別に算定しなければならず、他の拠点の未払法人税に配分することができません。

### みなし課税

- 10営業日以内に税務調査実施の決定に従わない場合、または、15日以内に税務査察実施の決定に従わない場合など、税務当局が納税義務があるとみなすことができる多くの場合を規定しています。
- 輸出のための加工または生産を目的に輸入された原材料および消耗品に関して、税関当局は、マイナスの差（実際の在庫数が税関申告書より少ない）の場合にはその原因が特定され無くとも税金を課すことができます。プラスの差（実際の在庫数が税関申告書より多い）の場合には、当該差異の原因を特定できれば税金を課すことができます。

### ベトナムを離れる際の納税義務の履行

- Decree 126は、納税義務を履行していない個人の出国を中止する手順及び手続を規定しています。

### 納税者の情報の提供・公表及び商業銀行の義務と権限

- 税務当局は、納税者が納税期限から90日以内に申告書を提出しない場合、納税者が税務当局に書類又は情報を提供することを拒否する場合、納税者が税務調査の決定およびその他の当局の要求に応じない場合など多くの場合に、マスメディアで納税者の情報を公表する権利を有します。
- 商業銀行および決済サービスを仲介するプロバイダーは、ベトナムに恒久的施設を持たずにベトナムの組織及び個人と電子商取引またはデジタルベースの

事業活動を行っている海外のサプライヤーの支払うべき税金を源泉徴収し納める責任があります。

- 海外のサプライヤーが税コードの登録及び税金の申告・納税を行っていない場合、商業銀行または決済サービスを仲介するプロバイダーは毎月、ベトナムの購入者が海外サプライヤーに支払った製品やサービスに対する税金を源泉徴収し納める必要があります。
- 税務総局は、関係機関と連携して、まだ税金を登録・申告・納税していない海外サプライヤーの名前

とウェブサイトを持定し公開する一方で、商業銀行又は決済サービスを仲介するプロバイダーに通知して、当該サプライヤーの取引口座を持定し、源泉徴収及び納税を行います。

- ベトナムの個人消費者が商業銀行又は決済サービスを仲介するプロバイダーが源泉徴収して納税することができないカード決済または他の支払方法を用いて、商品・サービスを購入した場合、商業銀行または決済サービスプロバイダーは海外サプライヤーに送金される金額を監視し、税務総局に毎月通知する責任があります。

なお、Decree 126は、関連当事者間取引に従事する企業に関する移転価格事前確認 (Advance Pricing Agreement) の適用についても規定しています。

Decree 126の変更点及び具体的な影響については、弊社KPMGまでお問い合わせください。

## Contact us

### KPMG Limited

監査・アシュアランス業務、税務・投資・コーポレートサービス、ビジネス・アドバイザー・サービス、  
ファイナンシャル・アドバイザー・サービス、ITコンサルティング

#### Japanese Practice

##### Hanoi

46<sup>th</sup> Floor, Keangnam Hanoi Landmark Tower,  
72 Building, Plot E6, Pham Hung Street,  
Cau Giay New Urban Area, Me Tri Ward,  
South Tu Liem District, Hanoi, Vietnam  
T: +84 (24) 3946 1600  
F: +84 (24) 3946 1601  
E: kpmghanoi@kpmg.com.vn

##### 谷中 靖久 HCMC 兼任

公認会計士 (日本) ダイレクター  
E: yasuhisataninaka@kpmg.com.vn

##### 大門 亮介

公認会計士 (日本) シニアマネージャー  
E: ryosukeokado@kpmg.com.vn

##### 東木 隆則

公認会計士 (日本) シニアマネージャー  
E: takanoritoboku@kpmg.com.vn

##### 秋田 憲宏

公認会計士 (日本) マネージャー  
E: norihiroakita@kpmg.com.vn

##### 大塚 元喜

公認会計士 (米国) アシスタント マネージャー  
E: gotsuka@kpmg.com.vn

##### Pham Thi Thu Huong - 日本語可

アシスタント マネージャー  
E: huongtpham@kpmg.com.vn

##### Le Thi Thu Trang - 日本語可

アシスタント マネージャー  
E: trangtle1@kpmg.com.vn

##### Ho Chi Minh City

10<sup>th</sup> Floor, Sunwah Tower,  
No. 115, Nguyen Hue Street,  
Ben Nghe Ward, District 1,  
Ho Chi Minh City, Vietnam  
T: +84 (28) 3821 9266  
F: +84 (28) 3821 9267  
E: kpmghcmc@kpmg.com.vn

##### 古屋 秀規

公認会計士 (日本) シニアマネージャー  
E: hfuruya@kpmg.com.vn

##### 小熊 崇史

公認会計士 (日本) シニアマネージャー  
E: takafumioguma@kpmg.com.vn

##### 西井 康雄

公認会計士 (日本) マネージャー  
E: ynishii1@kpmg.com.vn

##### 角田 長基

アシスタント マネージャー  
E: masakikakuda@kpmg.com.vn

##### Nguyen Duc Bui Nam - 日本語可

アシスタント マネージャー  
E: nambnguyen@kpmg.com.vn

##### Vu Thuy An - 日本語可

アシスタント マネージャー  
E: antvu@kpmg.com.vn

##### Nguyen Ha Thuy - 日本語可

シニア  
E: thuyhnguyen@kpmg.com.vn

#### ベトナムデスク

##### 有限責任 あずさ監査法人

##### 東京事務所

100-8172  
東京都千代田区大手町1-9-7  
大手町フィナンシャルシティ  
サウスタワー

##### 中谷 剛之

パートナー  
T: +81 33548 5805  
F: +81 33548 5815  
E: takeshi.nakatani@jp.kpmg.com

##### 大阪事務所

541-0048  
大阪市中央区  
瓦町3-6-5  
銀泉備後町ビル

##### 鈴木 智博

マネージャー  
E: Tomohiro.Suzuki@jp.kpmg.com  
T: +81 67731 1000  
F: +81 67731 1001

© 2020 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Legal Limited, all Vietnamese one member limited liability companies and member firms of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.